

「三種町民のいのちを守る実践プロジェクト」

“心のあたたかさ、命のすばらしさ” 標語を大募集します!!

【募集要項】

1 募集内容

☆テーマ “心のあたたかさ、命のすばらしさ”

あなたの身近な人（両親や夫婦・子ども・兄弟・恋人・友人知人・地域など）や自然などの全てを対象にふれあいや心の交流、日々の生活をとおして感じている“心のあたたかさ、命のすばらしさ”をテーマにした標語を募集します。

※作品数は、1人2作品までとします。

2 応募資格

三種町在住で小学生以上の方

3 募集期間

平成21年7月6日(月)～8月27日(木)

4 応募方法

①小中学生については、学校をとおして専用の応募用紙にて応募していただきます。

②一般の方はA4またはB5用紙に縦書きとし、住所・氏名・電話番号を明記し、次へお届けください。

三種町役場健康推進課・三種町保健センター・琴丘および山本総合支所地域生活課

5 入賞

応募作品の中から審査会において選考のうえ、小学生の部・中学生の部・一般の部にそれぞれ特選1名、佳作2名を選考します。入賞者には賞状と記念品（特選…1万円相当、入選…5千円相当）を贈呈します。

6 表彰

平成21年9月13日(日)に開催予定の三種町シンポジウムにおいて表彰します。

7 入賞作品の公表

三種町広報に掲載します。

標語の看板(あるいは幟)を公的施設に設置します。

8 その他

応募作品の著作権は主催者に帰属します。

◆問合わせ先 三種町保健センター

TEL 83-5555 FAX 83-3857

農地の転用には許可が必要です

たとえ自分の農地であっても、勝手に農地以外（例えば住宅用地や道路、山林等の用地）に転用することは法律で禁じられています。農地を転用したい場合は、農業委員会に転用許可申請を提出し、県知事の許可を受けることが必要です。

無断転用は
ダメ!

◎許可はなぜ必要?

農地は、人々の生存に欠かせない食料の大切な生産基盤です。耕地面積が狭く人口が多い我が国では食糧自給率も低く、優良な農地は大切に守っていかねばなりません。このため、農地の転用には、農地法で一定の規制がかけられています。

◎対象となる農地

すべての農地が転用許可の対象になります。登記簿上の地目が農地であれば、耕作されていなくても農地として扱われます。逆に、地目が農地でなくても、耕作されていれば農地とみなされます。

◎一時的な農地転用

農地を一時的な資材置き場、現場事務所、砂利採取場等として使用する場合も転用になり許可が必要です。

◎農業用施設用地として転用する場合

農業用施設用地（農業用倉庫等）で面積が200㎡未満の農地を転用する場合も、農業委員会へ届ける必要がありますのでご相談ください。

◎無断転用には厳しい罰則があります

許可を受けずに農地を転用した場合、農地法に違反することになり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、都道府県知事により工事の中止、原状回復などを命じられることもあります。無断転用をした者は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処することとされています。さらに、知事の原状回復命令に違反した者は、6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金となっています。

※農地の賃貸借、売買、転用は、毎月20日までに申請してください。